



流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成31年3月25日

流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

海老原 功一





第4号様式

流教総第486号

平成31年3月11日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市教育委員会教育長 後田 博美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年2月14日付け、流監第94号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成31年2月14日・流監第94号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部 学校施設課	意見	繰越しによる負担行為票の未起票があった。担当課においては厳正なチェック体制を構築されたい。	継続事業等をリスト化し、係長及び管理職がチェックします。
学校教育部 教育総務課	意見	調定事務について、減額調定の起票漏れがあった。 厳正なチェック体制を構築されたい。	組織改編に伴う所掌事務の変更についての確認不足が原因であったことから、事務分掌の確認を徹底し、起票時にはダブルチェックを行うこととしました。
学校教育部 学校施設課	意見	調定事務において、収入未済について予備審査後に消し込みを行うなど、調定内容を把握していなかった。厳正なチェック体制を構築されたい。	会計課へ収入票を取りに行った際に、領収済通知書のコピーを添付し、消し込み作業の結果を一覧表として管理します。
学校教育部 学校教育課	意見	前年度の過払い分の返納による過年度収入があった。再発防止策を講じるとともに、チェック体制を構築されたい。	就学援助学校給食費の支給の際、学校から児童生徒の給食未利用分の報告に漏れの無いよう、学校において、給食未利用分がある児童一覧票を担当者だけでなく管理職も共有し、一緒に照合確認することとします。
学校教育部 指導課	意見	前年度の過払い分の返納による過年度収入があった。再発防止策を講じるとともに、チェック体制を構築されたい。	臨時職員の産前休暇に係る賃金支払いについての確認不足が原因であったことから、翌月の支払い起票時に、雇用担当者と賃金支払い事務担当者で照合確認することとしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。